

学校評価等実施状況調査結果（平成20年度間概要）

■ 調査の概要

学校評価の実施状況のほか、学校の情報提供に関する取組の状況及び学校評議員の設置状況等について、全国の国公立学校を対象に調査。

■ 調査時点における学校評価の取扱い

○学校教育法施行規則において、以下の事項を規定。（平成19年12月26日施行）

- ①自己評価の実施及びその結果の公表の義務
- ②学校関係者評価の実施及びその結果の公表の努力義務
- ③評価結果の設置者への報告の義務

※対象となる学校種は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

○平成20年1月に「学校評価ガイドライン」を策定し、公表

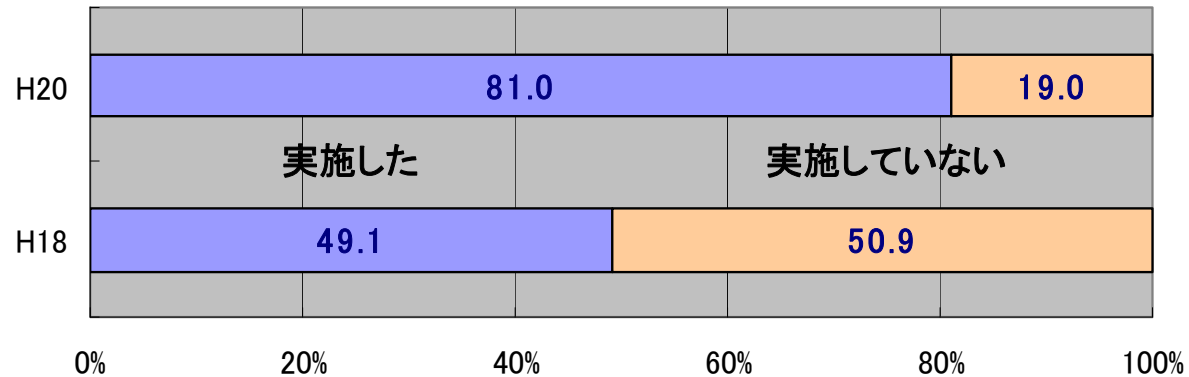
■ 調査対象・基準日

○全ての都道府県・市区町村教育委員会及び全ての国公立学校（大学、高等専門学校を除く）

○平成20年度間 ※前回の調査：平成18年度間

1. 学校評価

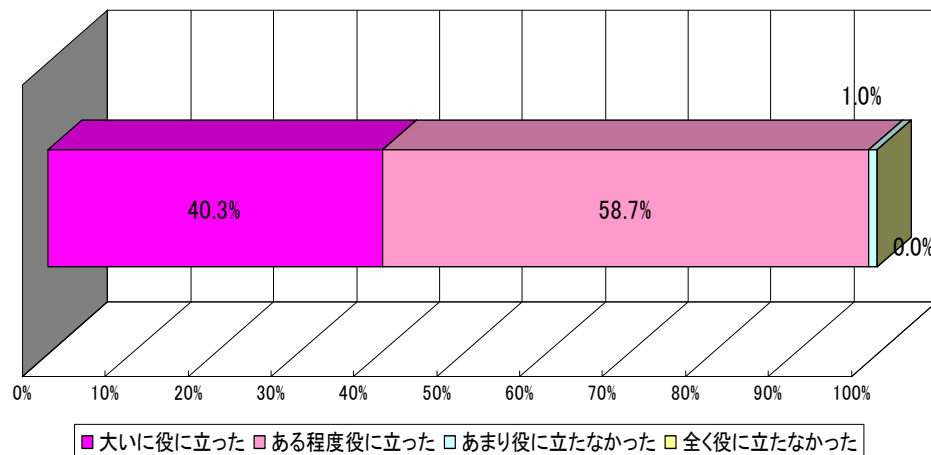
公立学校における学校関係者評価実施率の推移



※割合の分母＝全公立学校数

※学校教育法施行規則(平成19年12月26日施行)において、学校関係者評価の実施は努力義務とされた。

学校関係者評価実施の学校改善への有用性



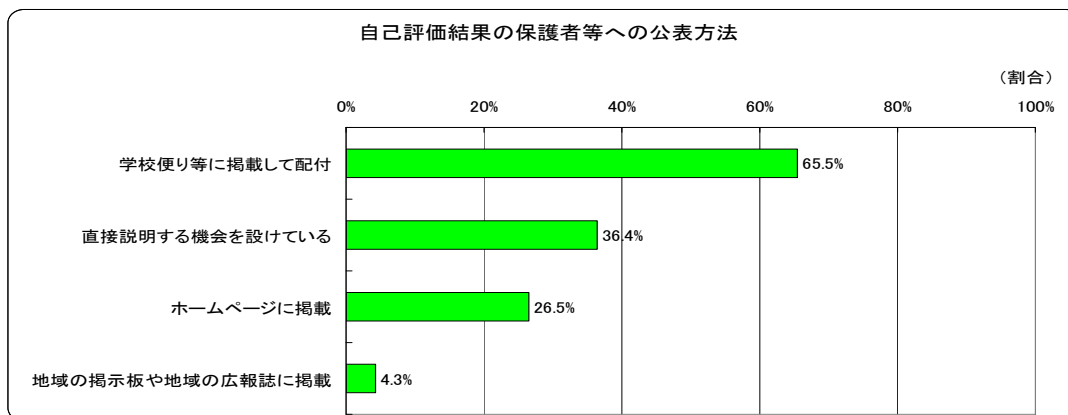
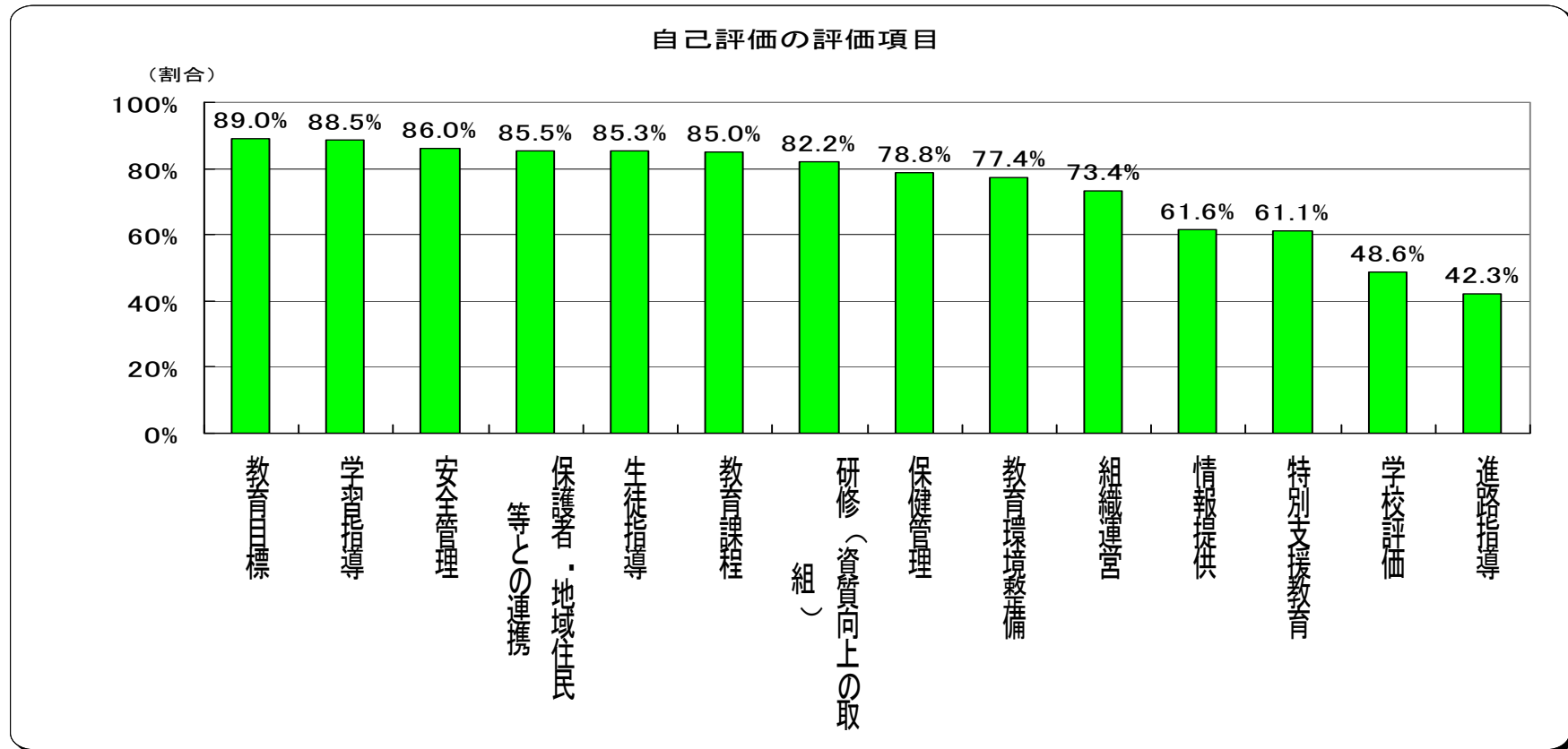
※割合の分母＝学校関係者評価を実施した公立学校数

学校関係者評価の 実施状況

○学校関係者評価を実施した公立学校は、**81.0%**となっている。(平成18年度間と比較すると、**31.9ポイント増**)

○学校関係者評価を実施した公立学校のうち、**評価結果が学校改善に「大いに役立った」「ある程度役に立った」と回答した学校の割合は、99.0%**であった。

○ 自己評価の評価項目等

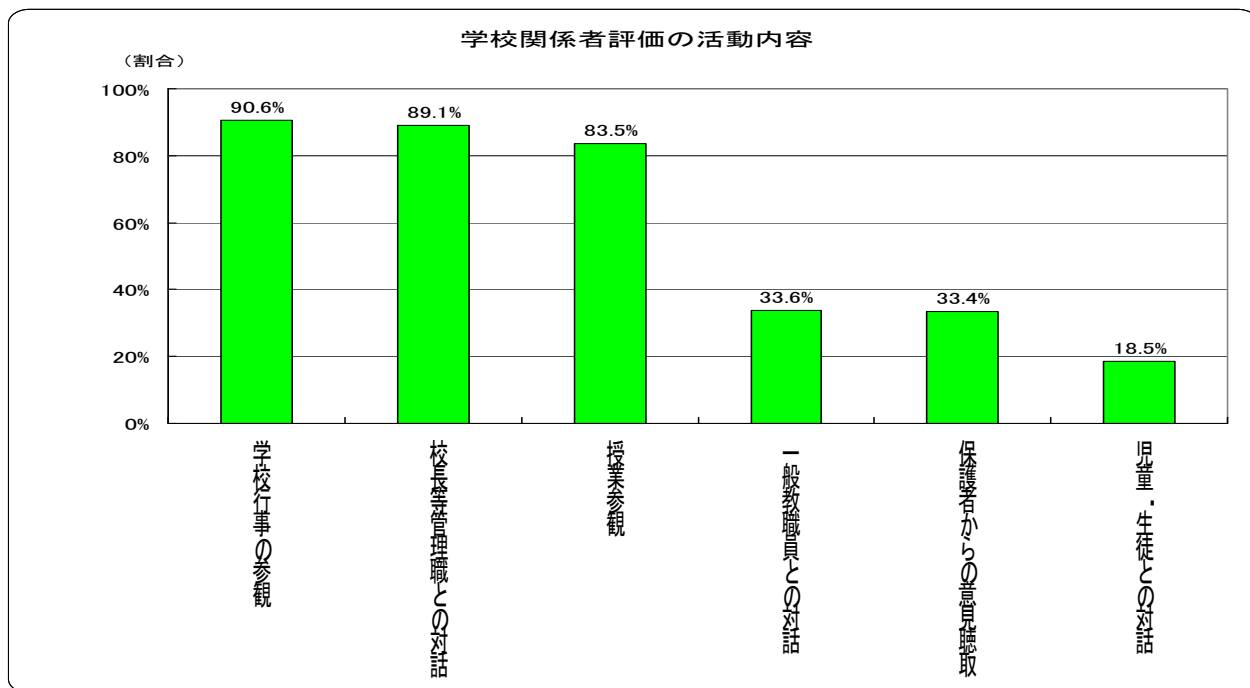


※割合の分母＝自己評価を実施した国公立学校数。回答は複数回答。

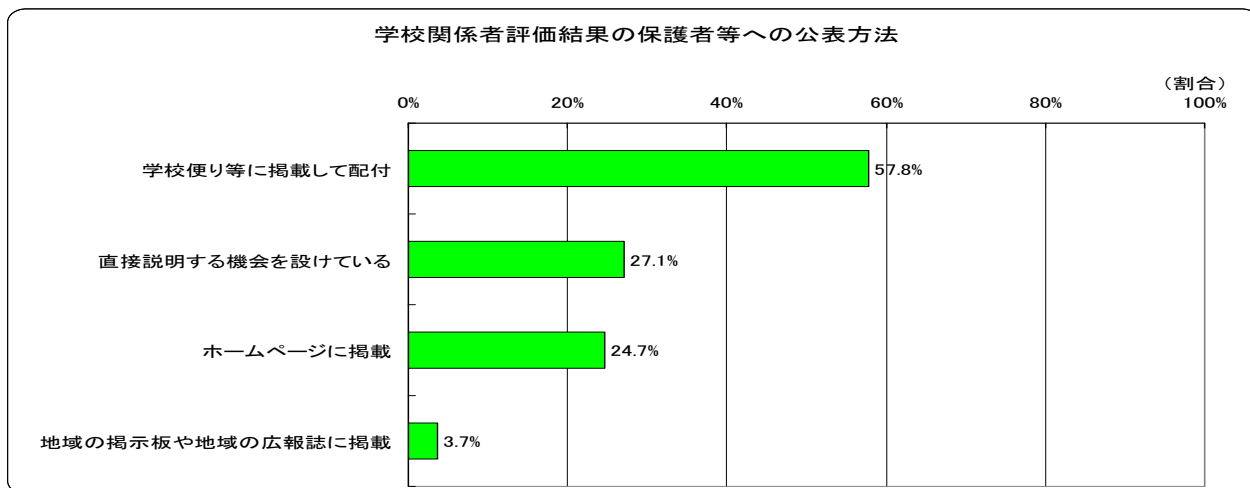
○自己評価の評価項目は様々であるが特に、**教育目標、学習指導、安全管理**と回答した割合が高い。

○その評価結果の保護者等への公表は、**学校便り等に掲載して配付**する方法が最も多い。

○学校関係者評価の評価活動の内容、公表方法



※学校関係者評価の活動内容に観察等を導入している割合を示す。(回答は複数回答)



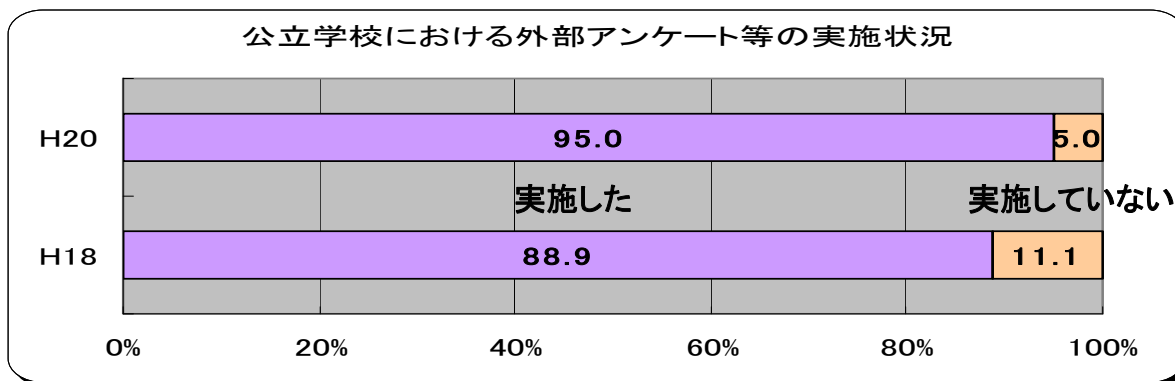
※割合の分母＝学校関係者評価を実施した国公立学校数。回答は複数回答。

学校関係者評価の活動内容、公表方法

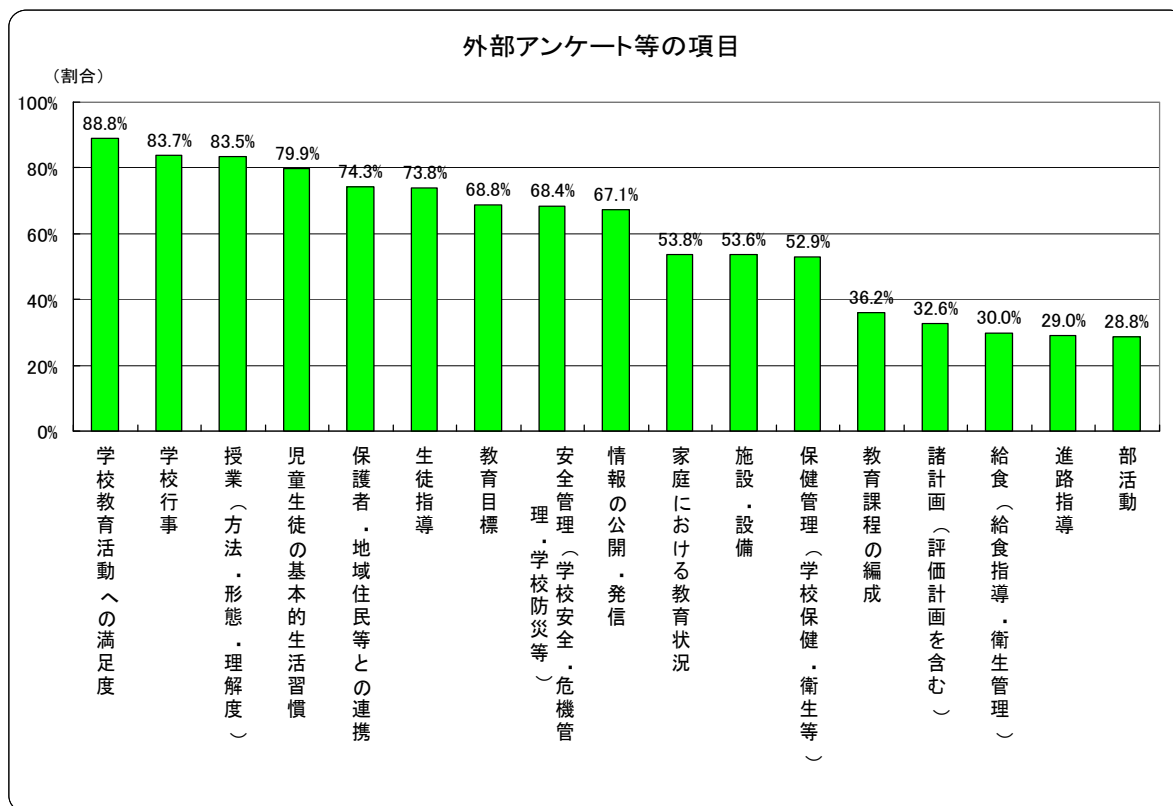
○学校関係者評価の活動内容としては、「**学校行事の参観**」や「**校長等管理職との対話**」、「**授業参観**」を導入し、評価の際の参考としている学校が多い。

○学校関係者評価結果の保護者等への公表方法としては、「**学校便り等に掲載して配布**」や「**直接説明する機会を設けている**」、「**ホームページに掲載**」が多い。

2. 外部アンケート等



※割合の分母＝全公立学校数



※割合の分母＝外部アンケート等を実施した国公立学校数。回答は複数回答。

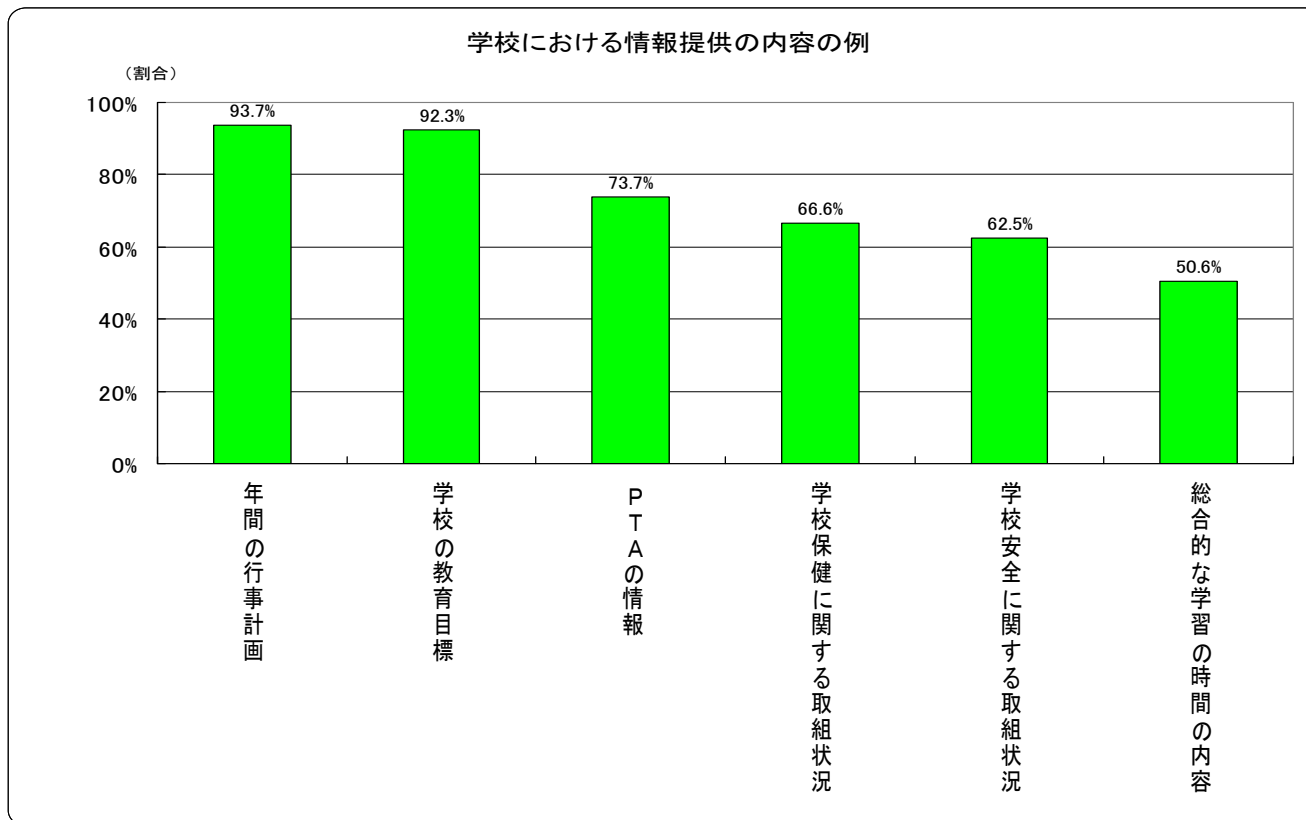
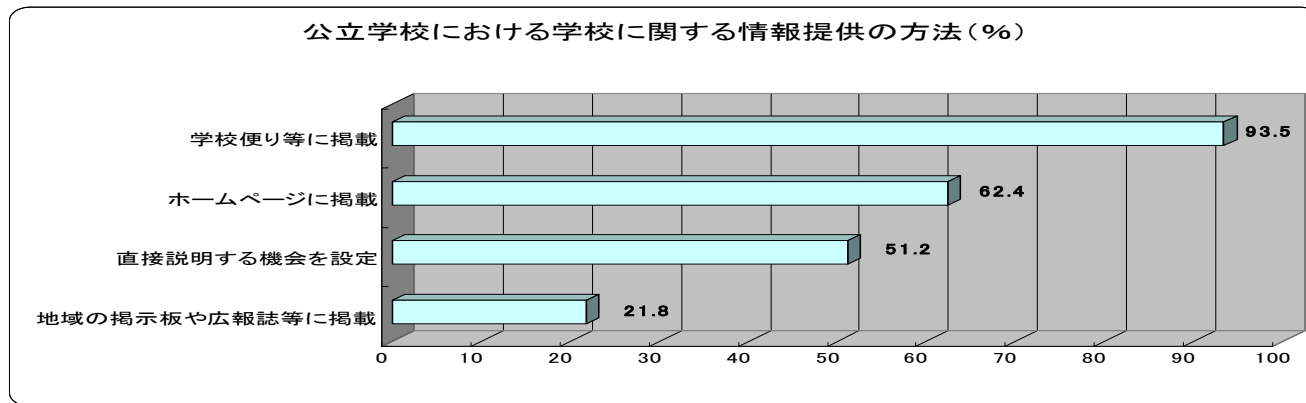
外部アンケート等の実施状況

○外部アンケート等を実施した公立学校は、**95.0%**となっている。（平成18年度間と比較すると、**6.1ポイント増**）

○外部アンケートの項目は、**学校教育活動への満足度、学校行事、授業方法**などが多い。

※外部アンケート等とは、自己評価を行う上で、目標の設定・達成状況の把握や取組の適切さについて評価する資料とするため、児童生徒、保護者、地域住民を対象にアンケートの実施や懇談会の開催を通じて、授業の理解度その他の学校に関する意見・要望等を把握するために行うもの。

3. 情報提供



※割合の分母=全公立学校数。回答は複数回答。

学校に関する情報提供の状況

- 学校に関する情報提供の方法は、**学校便り等に掲載する、ホームページに掲載する、保護者等に対して直接説明する機会を設ける**などが多い。
- 情報提供の内容は様々であるが特に、**年間の行事予定、学校の教育目標、PTAの情報**と回答した割合が高い。